

入札参加資格審査申請に関する押印廃止書類一覧(令和3年10月～)

※行政書士の押印は、行政書士法施行規則第9条第2項により省略できません。

【建設工事（単体業者、経常JV、協同組合）】

①押印を廃止する書類

- ・競争入札参加資格審査申請書（建設工事）
- ・委任状（代理申請用）
- ・申請に係る誓約書
- ・下請代金適正支払誓約書
- ・委任状（受任者用）
- ・使用印鑑届…使用印と実印を押す欄の押印は必要です。
- ・競争入札参加資格変更届（建設工事）
- ・競争入札参加資格承継申請書
- ・合併等に伴う競争入札参加資格審査特例措置申請書
- ・健康保険及び厚生年金保険の適用を受けないことの申出書
- ・雇用保険の適用を受けないことの申出書
- ・不当要求防止責任者講習に係る誓約書

②押印を廃止しない書類

- ・地域貢献活動報告書

【調査・測量・設計・コンサルタント】

①押印を廃止する書類

- ・競争入札参加資格審査申請書（調査・測量・設計・コンサルタント業）
- ・委任状（代理申請用）
- ・申請に係る誓約書
- ・委任状（受任者用）
- ・使用印鑑届…使用印と実印を押す欄の押印は必要です。
- ・競争入札参加資格変更届（測量コンサル等）
- ・競争入札参加資格承継申請書

②押印を廃止しない書類

- ・実務経験証明書

【工事材料】

押印を廃止する書類

- ・競争入札参加資格審査申請書（工事材料）
- ・委任状（代理申請用）
- ・申請に係る誓約書
- ・委任状（受任者用）
- ・使用印鑑届…使用印と実印を押す欄の押印は必要です。
- ・競争入札参加資格変更届（工事材料）
- ・競争入札参加資格承継申請書